

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 98 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2023 年 9 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

M&A（契約条項が無効とされるリスク）

近時、企業の合併や買収といった企業結合取引（M&A 取引）に関する契約において、消費者保護法（Australian Consumer Law）で禁止されている「誤解を招く行為または欺瞞的行為（misleading or deceptive conduct）」に関する責任を回避することを意図した免責条項が無効とされた裁判例が出ました。

法律の規定には大きく分けて強行規定と任意規定があります。強行規定は、当事者の合意（契約）によって排除したり変更したりすることのできない規定をいいます。オーストラリアのような契約社会では、当事者の権利義務を詳細にわたって契約書に書き尽くそうとする傾向が強いと言えますが、契約上の規定が法律上の強行規定に抵触すると無効とされますので注意が必要です。とりわけ M&A 取引の場合、当事者の責任を免除または限定するための免責条項が交渉の主要な争点となり、契約書に詳細に規定されることが実務上極めて一般的ですので、このような規定が法律の強行規定に反して無効な条項となるおそれがないか、特に注意する必要があります。

本稿では、今回の裁判例を紹介し、免責条項の有効性について解説します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

[Japan Practice 紹介サイト](#)



その他の注目のトピック

不動産取引での履行期限の遵守について（不動産・契約法）

不動産の取引では、契約締結後の一定期間内に代金を支払う必要がありますが、決済日の期限までに支払いができない場合は、契約の解除が認められるケースがあります。不動産の契約では履行期限の遵守（time is of the essence）を規定することが一般的ですが、期限を遵守できなかった場合に、本条項が契約解除を正当化する根拠となりうるかどうか、その有効性は州によって異なります。

たとえば NSW 州の事例では、土地の売買契約を締結後、買主が決済日までに資金を調達することができず、売主は決済日の期限の延長を認めたものの、それでも買主の資金調達が間に合わなかったため、売主は契約を解除するとともに、手付金を没収しました。これに対し、買主は、契約解除は不当であると主張し、手付金の返却を求めましたが、履行期限の遵守（time is of the essence）に合意していたことから、売主による契約解除は正当であると判断されました。

本稿では、NSW 州での裁判例を紹介し、履行期限の遵守について概説します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

規制当局による取締り活動の状況（ASIC レポート）

オーストラリアで登録されている会社を監督する独立法定機関のオーストラリア証券投資委員会（ASIC）は、市場の健全性を維持するための取締り等に関する活動をまとめた報告書を定期的に公表しています。最新の報告書では、ASIC の取締り対象となった不正行為について、以下のようなものが報告されています。

- 保険会社が価格割引に合意したにもかかわらず実行しなかったことへの罰金
- 保険会社に対する保険価格設定方法の見直しの要請
- グリーンウォッシング関連の介入（情報開示の是正要請・違反の通知等）
- 金融市場におけるインサイダー取引・空売り等の取締り

本稿では、今回の ASIC の報告書に関する概要を解説します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

オーストラリア会社法概説

〔第 2 版〕（2019）



加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第 2 版が出版されています。第 2 版は、2014 年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等を反映しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

グリーンローンとサステナビリティ・リンク・ローンについて（環境）

近年の地球温暖化問題を受け、企業や投資家による ESG 投資が加速しており、環境や社会問題の解決に貢献する事業への取り組みに特化した資金調達として、「グリーンローン」と「サステナビリティ・リンク・ローン」の活用が増えています。前者は資金用途を環境面に配慮した事業（green project）に限定した融資である一方、後者は環境に限定せず、持続可能な社会の実現（gender equality 等）を含めた、企業の ESG 戦略の目標達成に資する事業への融資であることから、資金用途がグリーンローンよりも柔軟であるとして注目されています。

他方で、ESG を掲げる事業活動の増加に伴い、企業による情報開示が適切に行われているか等、グリーンウォッシングに関する監視も強化されていることから、このようなリスクにも留意した上で適切に対応する必要があります。また、グリーンウォッシングに関連するリスクを低減すべく、オーストラリア証券投資委員会（ASIC）が公表しているガイダンス（INFO 271）を理解しておくことも重要です。

本稿では、これらのローンの概要とリーガル上の留意点について解説します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

新政権下での競争政策の見直し（競争・消費者法）

アルバニー・ジュー首相率いる労働党新政権は、オーストラリア市場における競争の促進を目指し、専門家によるタスクフォースを構成して、競争政策を包括的に見直す予定です。見直しの対象となるものとして、以下のようなものが挙げられます。

- 企業結合に関する改革（merger reform）による規制強化
- 連邦政府・州・準州の間で連携した政策改革の実施
- 従業員に課される競争禁止義務（non-compete clauses）の見直し

これらの見直しは 2 年間にわたって行われると言われており、直ちに新しい政策が導入されることは現時点では想定されていないものの、重要な政策変更等が議論される可能性があることから、今後これらの動向も注視していく必要があります。

本稿では、競争政策の見直しに関する概要を解説します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

最近行われたセミナーのご報告

4th Asia-based International Financial Law Conference（2023年3月29日～31日）

International Bar Association が 2023 年 3 月 29 日から 31 日にかけて東京で開催した 4th Asia-based International Financial Law Conference にて、加納弁護士が不動産投資・ファイナンスのセッションのパネリストとして登壇し、近時のオーストラリア不動産マーケットの動向、海外投資家が注意すべき規制や税制、不動産投資におけるファイナンスやストラクチャー等について解説しました。セッションで使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます（英語でのカンファレンスのため資料は英文になります）。

豪州 M&A 取引実務セミナー（2022 年 11 月 8 日）

シドニー日本商工会議所が 2022 年 11 月 8 日に開催したシドニービジネス塾において加納弁護士が「豪州 M&A 取引実務」をテーマに講演を行いました。本セミナーでは、豪州 M&A 取引の全体像、デューデリジェンスで発見される問題の例、発見された問題の対処方法、主要な交渉事項、表明保証保険、ヴァーチャル決済の流れ等に触れながら、注意すべき実務上の重要箇所について日本語で解説しました。

講演の内容は[こちら](#)のウェブページから、講演で使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます。

最近の出版物等

Energy Transition Guide の公表

クレイトン・ユッツ法律事務所の Energy Transition Guide が公表されました。本ガイドでは、エネルギーtransitionに関する主要な論点を、実際の案件における対応例も紹介しつつ解説しています。本ガイド（英文）は[こちら](#)からご覧いただけます。

M&A Report November 2022 の公表

クレイトン・ユッツ法律事務所の M&A Report の最新版が公表されました。本レポートでは、過去 12 か月の M&A 取引の傾向、関連する経済状況や規制、2023 年の見通しといった事項を産業別に分析しています。本レポート（英文）は[こちら](#)からご覧いただけます。

『オーストラリアにおけるビジネス展開』のアップデート

本稿は、オーストラリアに対する投資と事業を成功に導くために重要な法律や規制の概要について紹介する冊子です。2021 年 1 月 1 日より外国投資規制の改正法が施行され、「国家の安全」を保護するための新たな規制枠組みの導入をはじめ、法令の執行権限の拡大・強化など、様々な改正が行われましたが、今年の 7 月 1 日より投資承認申請にかかる金額基準が更に変更されたことを受け、本稿における「外国投資」の章をアップデートしました。アップデートされた本冊子は[こちら](#)からご覧いただけます。

『オーストラリア会社法概説』〔第 2 版〕（2019）

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第 2 版が出版されています。第 2 版では、2014 年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等（2019 年時点）を反映しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを提供するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7599(大竹)までご連絡ください。



パートナー 加納寛之
メール : hkano@claytonutz.com



スペシャルカウンセラー 山浦茂樹
メール : syamaura@claytonutz.com



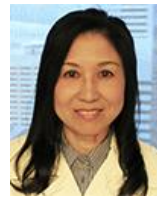
ロイヤー 嶋田雅
メール : mshimada@claytonutz.com



ロイヤー Kai Priestly
メール : kpriestly@claytonutz.com



パラリーガル 曾我修平
メール : ssoga@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
大竹佳代子
メール : kotake@claytonutz.com